

令和3年度予算(案)の概要

社会・援護局(社会)

| | |
|--------------|----------------|
| 令和3年度 予算(案)額 | 2兆9,772億円 |
| 令和2年度 当初予算額 | 2兆9,759億円 |
| 差引 | +13億円 |
| | (対前年度比率+0.04%) |

※ 復興特別会計分を含む。

※ 令和2年度当初予算額は、臨時・特別の措置(10億円)を除く。

《主要事項》

| | | |
|-----|----------------------------------------|----|
| I | 地域共生社会の実現に向けた地域づくり | 2 |
| | ○ 相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進 | |
| | ○ 生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の推進 | |
| | ○ 自殺総合対策の推進 | |
| | ○ 成年後見制度の利用促進 | |
| | ○ 矯正施設退所者の地域生活定着支援 | |
| II | 生活保護制度の適正な実施 | 6 |
| | ○ 生活保護に係る国庫負担 | |
| | ○ 生活保護の適正実施の推進 | |
| | ○ 都道府県等における指導・監査体制の確保 | |
| III | 福祉・介護人材確保対策等の推進 | 8 |
| | ○ 福祉・介護人材確保対策の推進 | |
| | ○ 外国人介護人材の受入環境の整備 | |
| | ○ 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援 | |
| IV | 災害時における福祉支援 | 11 |
| | ○ 東日本大震災等の被災者に対する見守り・相談支援等の推進 | |
| | ○ 被災地(福島県)における福祉・介護人材確保対策 | |
| | ○ 災害時における福祉支援体制の整備促進 | |

I 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

1. 相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進

(1) 重層的支援体制整備事業の実施【新規】 76億円

令和2年6月に改正された社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

※ 予算額は、老健局、障害保健福祉部、社会・援護局(社会)、子ども家庭局においてそれぞれ計上した額を合算したものの。

(2) 重層的支援体制の整備に向けた支援等【一部新規】 40億円(39億円)

市町村による重層的支援体制整備事業の実施に向けた準備支援、都道府県による市町村への後方支援、重層的支援体制整備事業に従事する者等の人材養成を行う。

2. 生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の推進【一部新規】

554億円(489億円)

休業等に伴う収入減少により、生活に困窮し、住居を失った又は失うおそれが生じている方に対し、アパート等への入居支援や定着支援、住居確保給付金の支給等を行う。

また、ひきこもり状態にある者など、社会的に孤立しやすく、自立に向けた寄り添った支援が必要な者や、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える者への支援を推進する。(就職氷河期世代活躍支援プランの実施に関するものを含む。)

<主な充実内容>

① 生活困窮者等への住まい確保・定着支援【新規】

生活困窮者及び生活保護受給者の居宅生活移行を支援するため、転居先となる居宅の確保に関する支援や、各種契約手続き等に関する助言、安定した居宅生活を継続するための定着支援を推進する。

② 生活困窮者への住居確保給付金の支給

住居確保給付金の支給期間について、最長9か月であるところ、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度中に新規申請をして受給を開始した方について、最長12か月に延長できることとするなど、支援を強化する。

(次頁へ続く)

＜主な充実内容（続き）＞

③ ひきこもり支援及び地域社会に向けた情報発信の推進

地域社会に対してひきこもり支援に関する情報発信を行い、ひきこもり当事者や家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを推進する。

また、令和2年度に引き続き、自立相談支援機関へのアウトリーチ支援員の配置やひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化、ひきこもり状態にある者の居場所づくり等の支援を推進する。

（参考）令和2年度第三次補正予算（案）

○個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施 4, 199億円

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等から収入が減少し、一時的な資金が必要な方に対し、引き続き緊急の貸付を実施するため、現行令和2年12月末までの申請期限を令和3年3月末まで延長する。

○生活困窮者自立支援の機能強化、ひきこもり支援の推進

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 140億円の内数

自立相談支援機関の支援員の加配等による体制強化とともに、家計改善支援の体制強化、就労準備支援等のICT化、住まい支援の強化等を進めることにより、生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

また、ひきこもり当事者等によるSNS等を活用したひきこもり支援を充実・促進するとともに、官民協働で社会参加等に向けた支援に取り組む「市町村プラットフォーム」の設置・運営を促進する。

3. 自殺総合対策の推進

(1) 地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進【一部新規】

28億円（26億円）

自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援する。

また、SNS等を活用した相談体制を強化し、相談から具体的支援につなげるため、地域のネットワークを活用した包括的な支援体制を構築するとともに、コロナ禍において、民間団体が実施する相談体制等への継続的な支援を行う。

(参考) 令和2年度第三次補正予算(案)

○自殺防止対策に係る相談支援の体制強化

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 140億円の内数

新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクの高まりが今後も懸念されることから、引き続き、自治体を実施する自殺防止に関する相談支援体制の拡充等への支援を行う。

(2) 指定調査研究等法人機能の確保等【一部新規】 6.7億円（6.7億円）

我が国の自殺対策の中核として機能する指定調査研究等法人が行う調査研究の充実や地域の自殺対策への取組支援、地域自殺対策推進センターの運営のために必要な支援を行い、更なる自殺対策を推進する。

4. 成年後見制度の利用促進

(1) 成年後見制度の利用促進のための体制整備 5.9億円（8.0億円）

成年後見制度利用促進基本計画及び認知症施策推進大綱を踏まえ、中核機関の整備や市町村計画の策定などを引き続き推進する。

また、後見人等の意思決定支援研修を全国的に実施する。

(参考) 令和2年度第三次補正予算(案)

○中核機関等における相談支援体制の整備促進

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 140億円の内数

中核機関の相談支援等におけるオンライン活用の推進、山間部等の条件不利地域での体制整備に向けた都道府県・市町村の共同・連携を促進する。

○成年後見制度利用促進に係る現状調査

33百万円

中核機関等の体制整備を進める上での課題や支援ニーズを把握するため、各市町村における成年後見制度利用促進に係る取組状況を調査する。

(2) 成年後見制度の担い手の確保や制度の利用に係る費用の助成

地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分) 137億円(82億円)の内数<老健局にて計上>

地域支援事業交付金 1,942億円(1,972億円)の内数<老健局にて計上>

地域生活支援事業費等補助金 513億円(505億円)の内数<障害保健福祉部にて計上>

市民後見人や法人後見といった成年後見制度の担い手の育成を推進するとともに、低所得の高齢者・障害者に対する成年後見制度の申立費用や報酬の助成等を推進する。

5. 矯正施設退所者の地域生活定着支援【一部新規】

13億円(8.3億円)

各都道府県の設置する地域生活定着支援センターが、矯正施設退所者に加え、高齢又は障害により支援を必要とする被疑者・被告人等に対し、司法関係機関等と連携・協働しつつ相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援する。

Ⅱ 生活保護制度の適正実施

1. 生活保護に係る国庫負担

(1) 保護費負担金 2兆8,218億円(2兆8,219億円)

生活保護を必要とする人に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。また、生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立支援の強化等を進める。

(2) 保護施設事務費負担金 302億円(301億円)

保護施設の運営に必要な経費を負担する。

2. 生活保護の適正実施の推進【一部新規】

161億円(160億円)

(1) 生活保護の適正実施

生活保護の適正な運営を確保するため、レセプトを活用した医療扶助の適正化や、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化等を実施する地方自治体の支援を行うなど生活保護の適正実施を推進する。

(2) 被保護者健康管理支援事業の円滑な実施

改正生活保護法に基づき、令和3年1月から施行される被保護者健康管理支援事業を円滑に実施するために必要な経費を確保する。

(3) 生活困窮者等への住まい確保・定着支援【新規】

生活困窮者及び生活保護受給者の居宅生活移行を支援するため、転居先となる居宅の確保に関する支援や、各種契約手続き等に関する助言、安定した居宅生活を継続するための定着支援を推進する。

(参考) 社会福祉施設等整備費(障害保健福祉部において一括計上)

従来 of 保護施設等に加え、日常生活支援住居施設の施設整備に要する費用を補助する。

(参考) 令和2年度第三次補正予算(案)

○保護施設等における感染拡大防止対策に係る支援

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 140億円の内数

保護施設等について、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県等が施設等へ配布する衛生用品の卸・販社からの一括購入等、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、無料低額宿泊所の入居者等の感染拡大防止のため一時滞在場所確保、事業継続に向けた各種取組を支援する。

○感染症拡大に伴う面接相談等体制の強化

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 140億円の内数

新型コロナウイルス感染拡大等による生活保護の相談や申請の増加に対応するため、生活保護の専門的知識を有する面接相談から保護の決定、その後の就労支援等による自立支援までの補助業務を行う非常勤職員を雇い上げることにより福祉事務所の体制を強化する。

○生活保護業務のデジタル化の推進

4.8億円

生活保護業務の効率化や負担軽減、新型コロナウイルス等の感染拡大防止の観点から、業務負担の軽減に向けたRPA等のITの導入、業務のオンライン化等を試行的に実施する自治体を支援する。あわせて、自治体が実施する試行事業の課題や効果の検証、業務プロセス及び基幹システムの標準化に向けた調査研究を実施する。

※社会福祉施設等施設整備費（障害保健福祉部において一括計上）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じるため、無料低額宿泊所の個室化等に要する費用を補助する。

3. 都道府県等における指導・監査体制の確保

19億円（19億円）

都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、管内福祉事務所に対する指導、監査及び査察指導を適格に実施する体制を確保し、適正な保護の実施を推進する。

また、「国の行政機関の機構・定員に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）を踏まえ、計画的な見直し等を行う。

Ⅲ 福祉・介護人材確保対策等の推進

1 福祉・介護人材確保対策の推進

(1) 地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進【一部新規】

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数＜老健局にて計上＞

地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、介護人材の「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」を図るための多様な取組を支援する。

(2) 介護事業所における多様な働き方の導入【新規】

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数＜老健局にて計上＞

多様化・複雑化する介護ニーズに限られた人材で対応していくため、多様な働き方、柔軟な勤務形態による効率的・効果的な事業運営の実践を行い、成果を全国展開する。

(3) 介護の仕事の魅力等に関する情報発信 5.6億円（6.8億円）

関係団体との協働の下で、先進的な「介護」を知るための体験型イベントの開催や、若年層、子育てを終えた層、アクティブシニア層に対する個別のアプローチなど、介護の仕事の魅力等に関する情報発信の取組を進める。

(4) 介護人材の確保のための新たな返済免除付き貸付事業の創設

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数＜老健局にて計上＞

少子高齢化の進展等に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策により介護施設等における業務が増大し、人手不足が更に深刻化していることから、新たな返済免除付き貸付事業を創設し、更なる介護人材の確保・定着を促進する。

ア. 福祉系高校に通う学生に対する支援【新規】

福祉系高校に通い介護福祉士の資格取得を目指す学生に対する「福祉系高校修学資金貸付事業」を創設し、若者の介護分野への参入を促進する。

イ. 他業種で働いていた者等多様な人材の介護分野への参入促進に対する支援【新規】

介護分野への就職を目指す他業種で働いていた者等に対する「介護分野就職支援金貸付事業」を創設し、幅広い人材の介護分野への参入を促進する。

※ 上記のほか、福祉分野の人材確保のため、「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」及び「障害福祉分野就職支援金貸付事業」を創設し、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金における介護福祉士修学資金貸付事業を活用して実施。

(参考) 令和2年度第三次補正予算(案)

- 介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保 69億円
介護福祉士資格の取得を目指す者等に対する修学資金の貸付原資の積み増しを行い、人材の確保等を促進する。
- 福祉分野への参入促進のためのプッシュ型情報提供体制の強化 6.9億円
求人事業所の詳細情報や求職者にとって有益な情報を個々の状況に応じダイレクトに発信するプッシュ型情報提供体制を強化することにより、福祉分野における人材の確保を図る。

- (5) 社会福祉事業従事者の養成・研修等 4.3億円(3.8億円)
指導的社会福祉従事者の養成を行う日本社会事業大学の運営支援など、福祉・介護人材確保対策を推進する。

2 外国人介護人材の受入環境の整備等

- (1) 外国人介護人材の受入環境の整備【一部新規】 9.5億円(11億円)
新たな在留資格「特定技能」の創設等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場で円滑に就労・定着できるよう、日本語学習の支援や介護技能の向上のための研修、介護業務の悩み等に関する相談支援、外国人介護人材受入れ促進のための海外へのPR、特定技能制度の介護技能評価試験等の実施による受入環境の整備を推進する。
- (2) 経済連携協定(EPA)などに基づく外国人介護福祉士候補者の受入支援 4.3億円(4.3億円)
経済連携協定(EPA)などに基づき、インドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適切に受け入れるため、介護導入研修や受入施設の巡回訪問、日本語や介護の学習支援等を実施する。

3. 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援

- (1) 小規模社会福祉法人等のネットワーク化の推進 4.1億円(12億円)
地域共生社会の実現に向け、小規模な社会福祉法人等による地域貢献事業の推進を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人による協働事業の試行、これらの事業の実施に必要な合同研修や人事交流等の取組を推進する。

(2) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の円滑な実施に係る支援

265億円(274億円)

社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員のための退職手当共済制度を安定的に運営させることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇の確保を図る。

(3) 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等

51億円(54億円)

社会福祉法人や医療法人等に対して、社会福祉施設や病院等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付け等を行い、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により休業した又は事業を縮小した医療・福祉事業者の資金繰りを支援するため、無利子・無担保等の危機対応融資を引き続き実施する。

<参考：財政投融资資金計画等案>

① 貸付枠の確保

| | |
|-------|-----------|
| 資金交付額 | 17,744億円 |
| 〔福祉貸付 | 6,270億円〕 |
| 〔医療貸付 | 11,474億円〕 |

② 福祉貸付事業における貸付条件の主な改善

- ・老朽民間社会福祉施設整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置期間の延長

(参考) 令和2年度第三次補正予算(案)

○医療・福祉事業者への資金繰り支援 1,037億円

新型コロナウイルス感染症の影響により休業した又は事業を縮小した医療・福祉事業者の資金繰りを支援するため、独立行政法人福祉医療機構による無利子・無担保等の危機対応融資を引き続き実施するとともに、審査体制の拡充等を行う。

(4) 隣保館の耐震化整備等の推進

4.4億円(4.4億円)

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、耐震化に課題を抱えている隣保館の整備等を行う。

IV 災害時における福祉支援

1. 災害時における見守り・相談支援等の推進

(1) 東日本大震災の被災者に対する見守り・相談支援等の推進

復興庁所管「被災者支援総合交付金」125億円の内数

東日本大震災により仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

(2) 被災者に対する見守り・相談支援等の推進

13億円（13億円）

大規模な災害により仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

2. 被災地（福島県）における福祉・介護人材確保対策

1. 8億円（1.8億円）

福島県相双地域等における福祉・介護人材の確保を図るため、当該地域の就労希望者に対する就職準備金等の貸付けや応援職員の確保に対する支援等を実施する。

3. 災害時における福祉支援体制の整備推進

(1) 災害福祉支援ネットワーク構築の推進【一部新規】

1. 0億円（0.8億円）

災害時における避難所等での要配慮者支援を行うため、新たに「災害福祉支援コーディネーター(仮称)」の配置を支援するなど、都道府県における「災害派遣福祉チーム(DWAT)」の組成・強化を支援する。

(2) 災害ボランティア活動への支援の推進

2. 8億円（2.8億円）

災害時に社会福祉協議会による災害ボランティアセンターを迅速かつ適切に設置・運営できるよう、国、都道府県、市町村の各段階で平時からの実践的な研修や実地による訓練を推進する。